

## 「ごうぎんインターネット定期預金規定」および 「ごうぎんインターネット積立定期預金規定」改定のお知らせ

2020年1月の新システムへの移行を踏まえ、下記のとおり「ごうぎんインターネット定期預金規定」および「ごうぎんインターネット積立定期預金規定」を2020年1月6日より改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。下表では、変更または追加する条項のみ記載しています。

### 1 ごうぎんインターネット定期預金規定(新旧対比)

改定前	改定後
<p><b>1. (預金の預入)</b></p> <p>(3) 預入日は原則として受付日当日とします。ただし、取引の受付時点が当行所定の時限を過ぎている場合または受付日が銀行休業日の場合は、翌営業日を預入日とします。なお、翌営業日の預入については、「予約扱」として受付します。</p> <p>(4) この預金は「ごうぎんインターネットバンキングサービス」にサービス利用口座として登録されている「総合口座」または通帳および証書を発行しない「インターネット専用口座」へ預入するものとします。</p> <p>(7) 「総合口座」へ預入する場合、この預金のお届印は総合口座のお届印とします。「インターネット専用口座」へ預入する場合、この預金のお届印は「ごうぎんインターネットバンキングサービス」であらかじめ指定された代表口座のお届印とします。</p> <p>(8) 「総合口座」へ預入する場合の取引店は、「総合口座」の取引店となり、「インターネット専用口座」へ預入する場合の取引店は、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」であらかじめ指定された代表口座の取引店とします。</p>	<p><b>1. (預金の預入)</b></p> <p><u>(3) この預金は「ごうぎんインターネットバンキングサービス」にサービス利用口座として登録されている「総合口座」・「通帳式定期預金口座」または通帳および証書を発行しない「インターネット専用口座」へ預入するものとします。</u></p> <p><u>(4) インターネット専用口座の新規口座開設日は受付日の翌営業日とします。また、サービス利用口座へ登録済の「総合口座」・「通帳式定期預金口座」または既存のインターネット専用口座にかかる預入日は受付日当日とします。</u></p> <p>(7) 「総合口座」へ預入する場合、この預金のお届印は総合口座のお届印とします。<u>「通帳式定期預金口座」へ預入する場合、この預金のお届印は「通帳式定期預金口座」のお届印とします。</u>「インターネット専用口座」へ預入する場合、この預金のお届印は「ごうぎんインターネットバンキングサービス」であらかじめ指定された代表口座のお届印とします。</p> <p>(8) 「総合口座」へ預入する場合の取引店は「総合口座」の取引店、<u>「通帳式定期預金口座」へ預入する場合の取引店は「通帳式定期預金口座」の取引店</u>となり、「インターネット専用口座」へ預入する場合の取引店は、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」であらかじめ指定された代表口座の取引店とします。</p>

(10) 取引が完了している預入の取消または変更をすることはできません。なお、「予約扱」の預入については、当行所定の期限までであれば、取消可能です。

(11) 「モバイルバンキングサービス」ならびにスマートフォン専用画面においては、「定期中途解約」、「定期予約取消」、「定期満期時の取り扱い変更」の取り扱いはいたしません。

### 3. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」により、満期時の取扱い変更メニューから「満期解約予約」または中途解約メニューから「中途解約予約」の手続きを行ってください。なお、この予約手続きは、取消しすることはできません。

(2) 満期解約予約は、満期日の2か月前から3営業日前までに解約予約手続きを行ってください。満期解約予約を受付けたときは、満期日に、あらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を払い戻します。

(3) 中途解約予約は、満期日の3営業日前までに解約予約手続きを行ってください。中途解約予約を受付けたときは、解約依頼日の2営業日後に、あらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を払い戻します。

(4) 解約予約の受付後に予約を取消または変更することはできません。

### 5. (取引内容の確認)

預入金額、預入期間、約定利率等の取引内容は通帳または「ごうぎんインターネットバンキングサービス」における「定期照会」メニューで確認してください。

(10) 取引が完了している預入の取消または変更をすることはできません。「予約扱」の預入についても取消・変更はできません。

(11) 「モバイルバンキングサービス」においては、「定期預金口座開設」、「定期預金満期解約予約」、「定期預金中途解約」の取り扱いはいたしません。

### 3. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」の「定期・積立」メニュー（定期預金中途解約、定期預金満期解約予約）より手続きを行ってください。

(2) 満期解約予約は、満期日の前日までに解約予約手続きを行ってください。満期解約予約を受付けたときは、満期日に、あらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を払い戻します。

(3) 中途解約は、解約依頼日の当日に、あらかじめ指定されたサービス利用口座へ元利金を払い戻します。

(4) 解約予約の取消または変更はできません。

### 5. (取引内容の確認)

預入金額、預入期間、約定利率等の取引内容は通帳または「ごうぎんインターネットバンキングサービス」における「定期・積立」メニューで確認してください。

## 2 ごうぎんインターネット積立定期預金規定(新旧規定)

改定前	改定後
<p><b>1. (サービス内容)</b></p> <p>端末からの依頼に基づきインターネット専用の積立定期預金の口座開設、預入、変更、照会、<u>予約取消</u>、解約を行うサービスをいいます。</p> <p>積み立てた預金を目標満期日(以下、「おまとめ日」といいます。)に一括自動解約し、元利金をひとつの定期預金(以下、「おまとめ定期」といいます。)として継続して運用いただけます。</p> <p>なお、この預金は、<u>スマートフォン専用画面およびモバイルバンキング</u>からは利用いただけません。</p> <p>(1) 口座開設</p> <p>インターネットバンキングの代表口座の同一取引店に、インターネット専用の積立定期預金口座を開設します。この口座は、インターネットバンキングのサービス利用口座として登録されます。</p> <p>開設時に「毎月の積立金額」「毎月の振替日」「増額積立日1・2(任意)」「増額月積立金額(任意)」「目標周期(おまとめサイクル)」を指定していただきます。</p> <p><u>なお、この預金は、お一人10口座まで開設できます。</u></p> <p>この口座の届出印は、代表口座の届出印と同一とします。</p> <p>また、通帳は発行しませんので、取引内容は後記(4)照会サービスで確認してください。</p> <p>(3) 契約内容等の変更</p> <p>「積立定期各種情報変更」により積立定期預金の契約内容(積立日、積立金額等)の変更、振替の一時停止・再開を行います。</p> <p><u>なお、1営業日前から積立日までに受付けた「積立情報の変更(金額変更等)」については、直近の次回積立から変更後の情報で引落としされます。</u></p> <p>積立日の1営業日前の18時までに受付した「積立一時停止・積立再開」は、直近の積立から停止・再開されます。それ以降の受付については、直近の次回積立から停止・再開されます。</p> <p>(4) 照会</p> <p>「積立定期照会」によりサービス利用口座の一覧およ</p>	<p><b>1. (サービス内容)</b></p> <p>端末からの依頼に基づきインターネット専用の積立定期預金の口座開設、預入、変更、照会、解約を行うサービスをいいます。</p> <p><u>指定した目標周期で積み立て、目標周期到来時に、積み立てた預金を一括自動解約のうえ、その元利金をまとめた「おまとめ明細」を積立定期預金に再預入</u>します。「おまとめ明細」の預入期間は目標周期の期間となります。なお、この預金は、モバイルバンキングからは利用いただけません。</p> <p>(1) 口座開設</p> <p>インターネットバンキングの代表口座の同一取引店に、インターネット専用の積立定期預金口座を開設します。この口座は、インターネットバンキングのサービス利用口座として登録されます。</p> <p>開設時に「毎月の積立金額」「毎月の振替日」「<u>特別積立月(任意)</u>」「<u>特別積立金額(任意)</u>」「目標周期(おまとめサイクル)」を指定していただきます。</p> <p>この口座の届出印は、代表口座の届出印と同一とします。</p> <p>また、通帳は発行しませんので、取引内容は後記(4)照会サービスで確認してください。</p> <p>(3) 契約内容等の変更</p> <p>「<u>積立定期預金条件変更</u>」により積立定期預金の契約内容(積立日、積立金額等)の変更、振替の一時停止・<u>振替契約の新規申込</u>を行います。積立日の前日までに受付した「積立一時停止・<u>積立開始</u>」は、直近の積立から停止・開始されます。それ以降の受付については、直近の次回積立から停止・開始されます。</p> <p>(4) 照会</p> <p>「<u>積立定期預金明細照会</u>」により預入明細一覧および</p>

び預入の明細の残高・金利情報について照会が可能です。

#### (5) 予約取消

「取引予約の取消」により依頼内容の確定した積立定期預金取引の取消ができます。ただし、取引予定日の午前7時を経過した場合、その取消は受付できません。

#### (6) 解約

この預金を解約するときは、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」により、「積立定期解約」の手続きを行ってください。窓口、ATMでの取扱いはできません。

解約の受付時間は、8時45分から20時の間とします。

おまとめ日の3営業日前までに解約可能な明細一覧から解約ができます。当行で解約申込の2営業日後に解約処理を行い、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに指定口座に入金します。

なお、利息計算書は発行しませんので、取引明細照会にてご確認ください。

全明細を解約された場合でも口座は解約となりません。また、全明細を解約される場合、解約受付日から解約処理日までに追加入金があれば、その明細を含めて解約します。解約予約は、取消しできません。

## 2. (利息)

(3) 預入期間が3年未満のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満……解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満……約定利率×50%

③1年以上3年未満……約定利率×70%

(4) 預入期間が3年のこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨て

預入の明細の残高・金利情報について照会が可能です。

#### (5) 解約

この預金を解約するときは、「ごうぎんインターネットバンキングサービス」により、「積立定期預金中途解約」の手続きを行ってください。窓口、ATMでの取扱いはできません。

解約可能な明細一覧から解約ができます。当行で解約申込の当日に解約処理を行い、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに指定口座に入金します。

なお、利息計算書は発行しませんので、取引明細照会にてご確認ください。

全明細を解約された場合でも口座は解約となりません。

## 2. (利息)

(3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間(目標周期)に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満……解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満……約定利率×50%

③1年以上3年未満……約定利率×70%

④3年以上……約定利率×80%

ます)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満……解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満……約定利率×40%

③1年以上1年6か月未満……約定利率×50%

④1年6か月以上2年未満……約定利率×60%

⑤2年以上2年6か月未満……約定利率×70%

⑥2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

### 3. (サービス利用口座からの支払)

(4)ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。

これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

A.サービス利用口座が解約済のとき。

B.預入金額が、サービス利用口座の支払可能金額を超えるとき。ただし、当行所定の時間以降受付けた翌営業日扱いの預入取引については、当該翌営業日に当行が取扱う時点でのサービス利用口座の支払可能残高によります。

C.差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。

D.サービス利用口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。

E.当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。

### 4. (おまとめ定期)

(1)口座開設時に積立定期預金の目標周期(おまとめサイクル)を指定してください。おまとめサイクルは6か月、1年、2年、3年のいずれかとします。

(2)積立金は、口座開設日を基準とするおまとめサイクルの応答日に預金利息と合算して期間1年のスーパー定期またはスーパー定期300(おまとめ定期)として受入れます。

(3)おまとめ定期の金額が1000万円以上となった場合、当行大口定期の金利を適用せず、スーパー定期300の利率を適用するものとします。

(4)おまとめ定期の満期日のお取扱いは、前回と同様、

### 3. (サービス利用口座からの支払)

(4)ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。

これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

A.サービス利用口座が解約済のとき。

B.預入金額が、サービス利用口座の支払可能金額を超えるとき。

C.差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。

D.サービス利用口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。

E.当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。

### 4. (おまとめ明細)

(1)口座開設時に積立定期預金の目標周期(おまとめサイクル)を指定してください。おまとめサイクルは6か月、1年、2年、3年のいずれかとします。

(2)積立金は、口座開設日を基準とするおまとめサイクルの応答日に預金利息と合算して目標周期を期間とするスーパー定期預金(おまとめ明細)として受入れます。

(3)おまとめ明細の金額が1000万円以上となった場合、当行大口定期預金の金利を適用せず、スーパー定期預金の利率を適用するものとします。

(4)おまとめ明細の満期日のお取扱いは、初回おまとめ

期間1年とし、すべて「元利継続」となります。継続時の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(5)おまとめ定期の明細は、「定期照会」から確認ください。

(6)おまとめ定期を解約するときは、「定期預金」の満期時の取扱い変更メニューから「満期解約予約」または中途解約メニューから「中途解約予約」の手続きを行ってください。なお、この予約手続きは、取消しすることができません。

#### 5. (取扱い時間)

(1)口座開設の受付は、平日の18時まで受付日の「当日扱」とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で平日の18時以降および銀行休業日の場合は、「翌営業日扱」とし、翌営業日に口座開設を行います。なお、「翌営業日扱」となる場合は、取引の依頼の受付時にその旨お知らせします。

(2)都度預入取引の受付は、平日の21時まで受付日の「当日扱」とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で平日の21時以降および銀行休業日の場合は、「翌営業日扱」とし、翌営業日に都度預入取引を行います。なお、「翌営業日扱」となる場合は、取引の受付時にその旨お知らせします。

#### 7. (取引確認)

本サービスで取引を行った後は、すみやかに端末により「お取引結果確認」を行い、最終的な取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。

時と同様、目標周期を預入期間とするスーパー定期預金とし、すべて「元利継続」となります。継続時の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(5)おまとめ明細は、「積立定期預金明細照会」から確認ください。

(6)おまとめ明細を解約するときは、「積立定期預金中途解約」の手続きを行ってください。

#### 5. (取扱い時間)

(1)口座開設は受付日の翌営業日扱とします。

(2)都度預入取引および中途解約取引は、受付日の当日に預入・解約を行います。

#### 7. (取引確認)

本サービスで取引を行った後は、すみやかに端末により「ご依頼内容の照会」を行い、最終的な取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。